

地域包括支援センター設置運営法人の公募について

1 地域包括支援センターについて

- 前回運営委員会において、松森地域包括支援センター及び向陽台地域包括支援センターを合わせた2圏域について、中学校区ごとに3圏域に分割することについて承認された。
- 当該担当圏域の見直しに伴い、新たに（仮称）松陵地域包括支援センターを設置し、令和6年度の設置運営業務委託契約について、公募により受託法人を選定する。

2 受託法人公募スケジュール（予定）

時期	内容
令和5年10月25日（本日）	公募により選定することについて地域包括支援センター運営委員会にて審議
10月30日	審査委員会（下記3を参照）において、公募要項・評価項目等の作成
11月2日	公募開始 質問受付開始（～11月14日）
11月9日	公募説明会実施
11月20日	公募受付〆切
～12月上旬	審査（書類審査・面接審査）
12月下旬	受託候補者について地域包括支援センター運営委員会にて審議 受託法人の決定
令和6年1月～3月	新旧受託法人間で業務引継ぎ
4月	業務委託契約締結

3 受託法人選定の方法

受託法人の選定に関して必要な事項を審議するため、保険高齢部長、高齢企画課長、地域包括ケア推進課長、認知症対策担当課長、介護事業支援課長及び泉区障害高齢課長から成る**審査委員会**を設置する。

審査委員会において、応募事業者から提出された書類の審査（1次選考）及び面接審査（2次選考）を行う。なお、審査にあたっては、地域包括支援センターを運営する能力等を総合的に評価し、その判断基準として点数制を採用する。

審査の結果を地域包括支援センター運営委員会の議に附し、そこでの審議内容も踏まえて、設置運営法人を選定する。

